

令和4年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 3月29日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三    2番 松井 正一郎    3番 松崎 久範  
5番 上野 光正    6番 坂元 洋子    7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史    2番 坂本 実    3番 橋口 昌央  
5番 永友 定己    6番 小嶋 秀樹    7番 坂本 幸  
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第15号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について
- 第7 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹    事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 兵藤 衣重    主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和4年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番坂元洋子委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日3月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをお開きください。

まず、3月の業務報告について、でございます。

3日に、宮崎県農業会議によります「農地関連施策の見直し説明会」が、Web会議形式で行われております。

3日から22日まで「高鍋町議会 定例会」開催されております。

11日に、「農地中間管理事業 チーム推進会議」が行われました。

15日になります「農業委員会による最適化活動の推進等について」に関する

る市町村向け説明会がW e b 会議形式で行われております。

24日に、宮崎県農村計画課で18条関係の事務協議を行っております。

同じく24日に、「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」が、W e b 会議形式で行われております。

28日、高鍋町防災会議が行われました。

3月の総会関係になります。23日に現地調査を行いまして、本日29日が総会となっております。

続きまして、4月の業務計画でございます。

1日に、「辞令交付式」が行われます。

その他行事等は、現在の時点で何も入ってきておりません。

総会についてが、4月の20日が現地調査、27日が総会を行うこととしております。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。

3ページを御覧ください。

5条申請5件、3月11日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は1件で、御覧のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の2件です。

1番につきましては、本日の議案第17号に関連しております。

御確認ください。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。

「合意解約届出書について」それぞれ1件ずつございます。

2件とも本日の議案17号に関連しております。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告2ページから7ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転。

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 1, 710㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、私が担当委員になりますので、この場から、説明させていただきます。

1番の案件について説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条有償移転です。

10ページを御覧ください。

場所は〇〇にあります〇〇の南側の10号線から、東に50mほど行った右側の赤い色が付いた横長の土地です。

〇〇〇〇さんが規模拡大のために、農地を探しておられ、〇〇〇〇さんから

土地を売ってもいいということで、話がまとまったということです。

〇〇〇〇さんは〇〇の方で、12ページから15ページに農業経営計画書が添付されております。

〇〇さんは〇〇で、水稻やそばなどを栽培されております。

この〇〇の1, 710㎡は、そばを作付けされるとのことです。

現状はロータリーで、きれいに耕運されておりました。

売買代金は総額で〇〇〇〇円とのことです。以上です。

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

[推進委員8番]

はい。8番。坂本会長の説明に何も補足することはございません。以上でございます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。9ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号5、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。16ページをお開きください。

議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 388㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、説明を申し上げます。

18ページを見てください。地図があると思いますが、これが地図の下側の方が大字〇〇の〇〇地区というところなんです、今度の該当地は、北側に赤い丸で示してあるとおりです。〇〇の線路のすぐ南側にある住宅地となっております。

地目は先ほどありましたように畑なんですけども、昭和25年に申請者の父親が、農地法の主旨を理解せず、農地のまま一般住宅を造っておられます。途中で増築を含めて、現在に至っておられるという状況です。

申請者が平成27年に相続いたしまして、土地台帳を整理しておりましたところ、当該地が農地であるということが判明いたしましたけども、申請者は高齢のため、今後とも住み続けたいということで、始末書が出されております。

当該地は、22ページの図面をちょっと見ていただきますと、高低差は分かりませんが、北、南、西側はブロックを設置しております。東側は道路の方が高いということで、土砂の流出を防ぐと共に、雨水は地下浸透及び汚水の

排水処理につきましては、合併浄化槽を設置しております。

小丸川土地改良区名義の農道の下にパイプを埋めて、現在も排水路に放流をしております。

私たち土地改良区としては、現状と変更がないため、問題ないということで判断をしたところであります。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断しますが、申請地の近隣は数件の家屋があり、集落に接続して設置されるものは、転用対象となります。

雨水や汚水について、問題が発生した際は、責任をもって対処する旨の確約書が、申請書に添付されております。

費用についてなんですが、追認につき、新たな工事などはなく、費用の発生はありません。以上です。

失礼しました。17ページを御覧ください。17ページから19ページは、それぞれの図に申請地を赤い線で囲い、位置等を示したものです。

19ページの公図の隣接地が地区外となっているため、隣接地の公図は20ページに添付しております。

21ページは配置図、22ページは、雨水、排水の処理についてです。

23ページが住宅の見取り図となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第15号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。

議案第15号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明願の承認について」

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

公売の期日は、令和4年5月10日となっております。

農地が公売に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

公売物件であっても、落札された者は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第5条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただき、総会で承認いただければ、意見を付して県知事へ進達するものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して、県知事に進達することによりよろしいかを、合わせて審議いただくこととなります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 585㎡です。

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、貸家、貸店舗用地です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

それでは、説明をいたします。場所ですけれども、26ページを見てください。

26ページを見ていただきますと、場所は、地図の中ほどを10号線がずっと南北に通っておりますけれども、10号線の〇〇のすぐ北側になります。去年、一昨年ぐらいまで〇〇が営業しておりました。その北側には民家が建っております。

赤く塗ってあるのが、今回の買受適格証明願の該当地なんですけれども、27ページを見ていただきますと、赤枠で囲ってありますけれども、2筆あります。

\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*番2筆ありますが、\*\*\*\*番\*が、地目が畑ということで、住宅と店舗が今建っておるところです。駐車場も申請地の一部となっております。

それから、29ページを見てください。29ページを見ていただきますと、ちょうど駐車場に車が2台止まっておりますけれども、下の方の車のところにちょうど筆界があります。ちょうどこれが\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*番の筆界になるみたいです。

今回は始末書等の添付は、公売を目的ということで、付いておりませんが、申請地は、東側及び北側がブロック済み、南側は舗装済みとなっております。

西側は国道10号線に面しておって、土砂の流出はありません。

排水につきましては、合併浄化槽を設置してありますので、西側道路側溝に排出予定となっております。

雨水は西側及び南側道路側溝に排出予定で、国土交通省及び県土木事務所と協議をされておるようです。

\*\*\*\*番はさっき言ったように、既に宅地となっております。

購入価格予定、これはちょっと公売によって分かりませんが、土地、建物購入費用が〇〇〇〇、改装費用が〇〇〇〇ということで、合計〇〇〇〇円ということが、一応目標になっておるようですが、全額自己資金ということで、銀行の残高証明が添付をしてありました。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。今回の不動産公売は、土地と建物の合わせての公売で、土地は、登記地目が宅地と畑の合計2筆と、建物は、畑に建設されている居宅と店舗です。

上野委員も言いましたが、通常の申請であれば、追認の案件になりますが、公売の案件は、申請者のみの単独申請であるため、始末書の添付はありません。

申請地は、都市計画区域で用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

第3種農地は、転用許可対象です。申請人が落札後、買受人になった際は、建物はそのまま内部を改装し貸家、貸店舗にしたいということです。

25ページから27ページは、それぞれの図に申請地の位置等を示したものです。

27ページは、公図です。

28ページを御覧ください。公図に隣接地の所有者、地目、面積を示したものです。

申請地は国道10号線に面しており、10号線の道路の部分を水色の線で記載しております。

27ページと28ページなのですが、中央部分に空白があるのは、旧土地台帳付属地図のため、ズレがあり、空白で離れている部分は、実際は隣同士で繋がっております。

29ページから31ページは居宅や店舗の図面となっております。

申請書の方に雨水や汚水について、万一問題が生じた際は、責任を持って対処する旨の確約書が、添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明願を承認し、意見を付して県知事に進達す

ることに決定し、また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり、買受適格証明書を承認し、意見を付して県知事に進達することとし、買受適格証明書の交付を受けた申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第5条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、再度総会で審議を行わず、意見を付して県知事に進達することに決定いたしました。

日程番号7、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32ページをお開きください。

議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 690㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、宅地分譲3区画及び道路用地です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への有償の所有権移転です。

現地は34ページの地図にあります、〇〇を入り込み、〇〇の南側にあります。

転用の目的は、宅地分譲3区画及び道路用地です。

道路用地というのは、農地を測量したら、一部分道路になっていたことが分かり、転用した後、町に寄付して、道路にしたいということです。

工事の間は、道路に土砂が流れないように、土嚢で対処します。

雨水につきましては、側溝へ排水し、汚水につきましては、公共下水道に排水すると、確約書がありました。

土地代金〇〇〇〇、土地造成費用〇〇〇〇、合計〇〇〇〇、会社資金及び自己資金で賄うということで、預金通帳の写しが添付されていました。以上、説明終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

申請地は、新築のアパートが建つなど、住宅地として需要が高い土地であるため、譲受人は申請地を譲り受け、宅地分譲をするため申請をされております。

33ページから35ページはそれぞれの図に申請地の位置等を示したものです。

35ページの公図は、議案第15号の公図と同じように旧土地台帳付属地図のため空白がありますが、実際は申請地と熊野神社の境内地は繋がっております。

36ページは土地利用計画図です。宅地分譲はNo.1から3で記されている通り区画割りがされ、No.3の東側にある町道に申請地の一部がはみ出しているため、はみ出し部分と、隅切り部分を町へ寄付する計画をされております。

町の建設管理課も、寄付の受け入れについて協議を行っていることを確認しております。

南側は隣接する宅地にブロック塀があり、西側との境界には新たにブロックを造るため、隣接地への土砂の流出はありません。

北側と東側は道路ですが、宅地造成から家が建つまでは土嚢の設置で土砂流出がないようするとのことです。

資金については、会社の資金及び会社の代表者になっている〇〇〇〇さんが個人的に出資するとのこと、それぞれの通帳の写しが申請書に添付され、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 549㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転でございます。

この案件は、〇〇〇〇さんがあつせんで上げたものでございます。

申請地は、〇〇から西へ150mほど行った、水路を挟んだ左側でございます。現状はきれいにトラクターで耕運されておりました。

〇〇〇〇さんの田んぼが隣にあつて、買わないかと相談したら、快く買いたしようということで、今日の案件に上がってきました。

〇〇〇〇さんはハウス、きゅうり、水稻、WCSなどを栽培される認定農業者でございます。

対価は549㎡で、〇〇〇〇円です。以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 033㎡ ほか5筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、獣医師免許を持っており、先日認定審査会で、認定新規就農者になりました。

〇〇地区の空き牛舎において肉用牛経営を始められる予定で、児湯農協の事業と青年等就農資金を活用して、牛の導入や牛舎等の改築などの計画をされております。

申請地は、〇〇から北東へ300mほどの農地です。

現地を確認したところ、地番\*\*\*\*番\*、\*、\*は1枚の畑、\*、\*、\*が1枚の畑で、飼料作物が栽培されていました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 509㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っ  
ての公益社団法人宮崎県農業振興公社への有償移転です。

公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した売買です。

申請地は、〇〇から北へ180mほどの農地になります。現地を確認した  
ところ、きれいにロータリーがされていました。

価格は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番から 11 番まで、11 件の案件について、順次、説明を行ったあとに、  
一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行ったあとに、一括して  
採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。39 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 509㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社から農地中間管理事業を使つての〇〇〇〇さんへの利用権貸借の新規設定です。

公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、加工甘藷、長ねぎ、大麦若葉、加工大根を栽培されています。

申請地と現地確認は、所有権移転の番号 3 で説明したので、省略させていただきます。

期間は 4 年 10 ヶ月で、賃借料は 10 a 当り 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 000 m<sup>2</sup> ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の

新規設定です。

〇〇〇〇さんは先日、父〇〇〇〇さんと共同での認定農業者になりました。千切り大根、加工甘藷、じゃがいもを栽培されています。

申請地は、〇〇線の〇〇を右へ曲がり、十字路を過ぎて、500m先の北側へ200mほどの農地になります。現地を確認したところ、2筆が1枚の畑で、一部じゃがいもが栽培されて、残りはきれいにロータリーがされていました。期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 737㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員、永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

私は、〇〇の〇〇\*\*\*\*番の737㎡の方を説明したいと思います。

申請地は、〇〇の裏の道路を北へ60mほど行き、左に狭い道があるんですけども、その道を30mほど入った突きあたりに申請地はございます。現状はきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、千切り大根、露地野菜、早期水稻などを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、10a当り賃借料は〇〇〇〇円です。私は以上です。

[議長]

次は、推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。私の方は〇〇から東へ 250 m ほど行った水田で、1, 258 m<sup>2</sup>です。現地を確認したところ、水田で、きれいにロータリーがかけてあり、田植の準備がされていました。

金額は 1 反当り、〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40 ページをお開きください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 1, 950 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は、大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*の 1 筆で、〇〇より 350 m ほど北に行ったところの田んぼです。

今年からの耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇近くの農地で、手広く早期水稻を栽培されております。現地を確認したところ、北側の〇〇〇〇さんの所有地の\*\*\*\*番\*と一緒に 1 枚に整地され

ており、代かきがしてありました。田植の準備が出来てるのではないかと  
思っております。

なお、賃借料は10a当り粃で〇〇kgだそうです。期間は5年間です。以上  
です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5,687㎡ ほか41筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員、坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員を代表して、推進委員2番。お願いします。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利  
用権設定です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、今年から〇〇〇〇さんに経営を移譲  
されました。

〇〇〇〇さんは〇〇、あと飼料稲、牧草等を生産される共同の認定農業者で  
す。

申請地は、〇〇から西に約10m先を左折し、約4、500m先の右側に〇  
〇〇〇さんの牛舎があります。

〇〇の\*\*\*\*番\*は、牛舎の東前になります。その他〇〇7筆と、〇〇2  
1筆は牛舎の西側及び西北半径500m以内にあります。畑は全て牧草が作付  
けされてありました。

田んぼにつきましては、飼料稲を作付けする予定で、準備がされておりました。なお、〇〇の\*\*\*\*番\*は早期水稻を植える予定だそうです。

次に〇〇\*\*\*\*番\*は、〇〇から北に約300m先の十字路を左折し、約5、60m先を左折した右側になります。そこから約100m先の左右に〇〇\*\*\*\*番\*と〇〇\*\*\*\*番\*があります。

次に〇〇\*\*\*\*番\*ほか5筆は、〇〇を西に渡ってすぐ左折し、約5m先を右折した左右にあります。

〇〇\*\*\*\*番\*ほか3筆は、〇〇前になります。

全ての畑は、牧草が作付けされておりました。

期間は10年間で無償です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。44ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 3,792㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんのお孫さんで、〇〇〇〇さんは先月、父、〇〇〇〇さんと共同での認定農業者になりました。新規就農者を対象とする交付金の関係で〇〇〇〇さんの経営農地が必要であるためです。

主に甘藷と大根、人参、早期水稻等を作付けされております。

申請地は、〇〇から北に約700m先の十字路を更に4、50m行ったところを右折して突き当たった右側になります。農地は耕運がされて、きれいになっていました。

契約期間は10年間で、無償です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 842㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定です。

〇〇〇〇さんは、〇〇の認定新規就農者です。平成30年に認定を受けており、当時の資料によりますと、〇〇〇〇さんは現在〇〇歳で、就農計画から現在4年目に入って、柑橘等を主体に栽培加工をしています。

申請地は、2筆。1筆目は、〇〇\*\*\*\*番\*、1, 842㎡と同じく、〇〇\*\*\*\*番\*、1, 199㎡です。

2筆ともに〇〇を北に300mほど進んだ三差路を〇〇方面に左折した山の下にある、既存のハウスが建つ畑です。現地を視察したところ、ハウス前には果樹が植栽されておりました。

契約期間は5年、賃貸料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の8番から11番まで、4件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 738㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用した公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇\*\*\*\*番、1, 738㎡の畑です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

場所は、〇〇坂を上りきり、更に南に直線距離4、500mほど走った、道路東側の畑になります。

この畑は、以前から売渡しのあっせん希望に出ておりましたが、その希望に応えられずにいましたところ、本人が借り手を見つけてこられました。

現在の状況は、雑草が茂り荒れていますが、今後はしばらく、数年間ほど、芋等を植え、その後、雑草対策が出来たら、〇〇を植栽されるそうです。

契約期間は10年、賃貸料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。45ページをお開きください。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 694㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明します。〇〇〇〇さんと農地中間管理事業を活用した公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇\*\*\*\*番、694㎡の畑です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

場所は、先ほどの〇〇〇〇さんの畑の南隣に位置します。現在の状況はやっぱり雑草が茂り、荒れております。やはり、〇〇〇〇さんに電話で確認したところ、雑草対策のため、数年間は芋等を植え、その後、雑草対策が出来たら、〇〇を植栽されるそうです。

契約期間は10年間、賃貸料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 1,183㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇の前の 10 号線の道路を 150 m ほど上って行ったところ右側道路沿いにございます。現状はお茶が植えてありました。

期間は 10 年で、賃借料は 10 a 当り 〇〇〇〇円です。

耕作者は、〇〇〇〇さんでございます。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 474 m<sup>2</sup> ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇から県道〇〇線を〇〇方面に 350 m ほど下って、左側を 30 m ほどまた下るような感じに行った右側にこの 2 筆が連なってありました。

現状はきれいにトラクターでロータリーがかけられていました。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

耕作者は、〇〇〇〇さんでございます。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から11番まで、11件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から11番まで11件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

(閉会14時59分)